

第1 水質関係規制法令の概要

尼崎市市内における工場及び事業場から排出される水による公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制は、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境の保全と創造に関する条例」があります。

1 水質汚濁防止法の目的及び概要

(1) 目的

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。（水濁法第1条）

(2) 用語の定義（水濁法第2条）

| 用語 | 定義 |
|-----------------------|--|
| 公共用水域 | 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法〔昭和33年法律第79号〕第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの〔その流域下水道に接続する公共下水道を含む。〕を除く。） |
| 特定施設 (p. 37～45 参照) | 次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの。 1 有害物質を含むこと。 2 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 |
| 有害物質 (p. 35 参照) | カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質 |
| 指定地域特定施設（みなし指定地域特定施設） | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽 |
| 指定施設 | 有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設 |
| 指定物質 (p. 36 参照) | 有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの。 |
| 貯油施設等 | 重油その他の政令で定める油（p. 35 参照）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるもの。 |
| 排水 | 特定事業場から公共用水域に排出される水 |
| 特定事業場 | 特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場又は事業場 |
| 汚水等 | 特定施設から排出される汚水又は廃液 |

| | |
|-------------|--|
| 特定地下浸透水 | 有害物質使用特定施設から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むもの。 |
| 有害物質使用特定施設 | 有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。） |
| 有害物質貯蔵指定施設 | 有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設 |
| 有害物質使用特定事業場 | 有害物質使用特定施設を設置する特定事業場 |
| 生活排水 | 炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。） |

(3) 概要

ア 届出関係（p. 5～10 参照）

工場・事業場において特定施設の設置・構造等の変更を行う場合、氏名等の変更を行った場合は届出が必要となります。

イ 排水基準（p. 19、48～56 参照）

特定業場においては、排水基準に適合しない排水を排出することはできません。排水基準には一律排水基準と上乘せ排水基準があります。

ウ 地下浸透規制

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透を制限（尼崎市は兵庫県条例第 65 条で禁止）

エ 総量規制（p. 20、21 参照）

日平均排水量が 50 m³以上の指定地域内特定事業場を対象に、排水の化学的酸素要求量（瀬戸内海における COD は、瀬戸法により規制）、窒素、りんの汚濁負荷量を規制（水濁法第 12 条の 2 他）

オ 構造基準等（p. 22～30 参照）

地下水汚染未然防止のため、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設を対象に、構造、設備及び使用の方法について基準を制定（水濁法第 12 条の 4、第 14 条第 5 項）

カ 事故時の措置（p. 31 参照）

有害物質、指定物質又は油を含む水の流出又は地下浸透は、応急措置及び届出が必要（水濁法第 14 条の 2）

キ 地下水の水質浄化に係る措置（p. 21 参照）

有害物質が地下浸透し健康被害等（おそれ）がある場合、水質浄化等が必要（水濁法第 14 条の 3）

ク 事業者の責務（p. 31 参照）

汚水等の公共用水域への排出、地下への浸透の状況を把握し、水質汚濁防止のために必要な措置を講ずるようしなければならない。（水濁法第 14 条の 4）

ケ 国民の責務

生活排水対策の実施に協力（水濁法第 14 条の 6、第 14 条の 7）

コ 無過失責任（p. 31 参照）

事業活動に伴い有害物質の汚水の排出等により、人の生命又は身体を害したときは、事業者は損害を賠償しなければなりません。

2 瀬戸内海環境保全特別措置法の目的及び概要

(1) 目的

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、水質汚濁防止法で定める特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としています。（瀬戸法第1条）

(2) 概要

ア 特定施設の設置等に係る許可申請・事前評価（p. 5、11～16 参照）

日最大排水量 50 m³以上の特定事業場は、水濁法に代わり瀬戸法に基づく手続きが必要

イ 排水規制（p. 20、21 参照）

化学的酸素要求量（COD）について、水濁法の総量規制の規定が適用（瀬戸法第12条の3）

ウ 富栄養化の防止、その他特別の措置

瀬戸内海の富栄養化を防止するため、磷及びその化合物、窒素及びその化合物を指定物質に規定定められています。また、自然海浜保全区域の指定、埋立て等についての配慮等が規定されています。（瀬戸法第12条の4～第16条）

3 環境の保全と創造に関する条例の目的及び概要

(1) 目的

環境の保全と創造に関する条例（以下「兵庫県条例」という。）では、「健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する」ことを目的としています。（兵庫県条例前文）

(2) 概要

ア 届出（p. 17 参照）

事業者には「公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる」義務があるということを規定しており（兵庫県条例第 4 条）、水濁法で定める特定施設以外の施設について届出義務が規定されています。（兵庫県条例第 43 条）

イ 許可

指定区域内に指定施設を設置する場合（兵庫県条例第 36 条）
尼崎市内には指定区域はありません。

ウ 地下水汚濁の防止

汚水の地下浸透の禁止（兵庫県条例第 65 条）

エ 規制基準（p. 18、19、57、58 参照）

規制基準として排出基準、設備基準を規定（兵庫県条例第 34 条他、平成 8 年兵庫県告示第 542 号）
排出基準は公共用水域に排水を放流する工場等に適用されます。ただし、水質汚濁防止法の特定施設を設置している事業場は、水質汚濁防止法上の排水基準が優先して適用されます。設備基準は届出対象施設に適用されます。なお、設備基準において排水水を排水基準に適合させる目的での希釈処理が禁止されています。

オ 測定結果報告

排水水の測定結果の報告義務[「特定工場における公害防止組織に関する法律」対象事業場が対象]
（兵庫県条例第 151 条）

カ 事故時の措置（p. 31 参照）

事故届及び事故復旧工事完了届（兵庫県条例第 52 条）